



野協第 89 号
平成22年12月9日

野洲市まちづくり基本条例推進委員会
委員長 様

野洲市長 山仲 善彰



野洲市まちづくり基本条例の見直しに関することについて（諮問）

野洲市まちづくり基本条例（平成19年野洲市条例第26号）第29条に基づき、下記のとおり野洲市まちづくり基本条例の見直しに関することについて、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 野洲市まちづくり基本条例第30条の規定に基づき、まちづくり基本条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かについて

（趣旨）

野洲市まちづくり基本条例は、本市のまちづくりの最高規範として、まちづくりの基本的な方向等を定めたものです。その目的は「市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること」としています。この条例がこの目的を達成するに相当であるか否かを検討しようとするものです。